

議事日程(第3号)

令和2年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 町道路線の認定
- 日程第2 議案第2号 桂川町駐輪場条例の制定
- 日程第3 議案第3号 桂川町森林環境整備基金条例の制定
- 日程第4 議案第4号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第5 議案第5号 桂川町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第6号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第7号 桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第8号 桂川町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第9号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 議案第10号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第11号 桂川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第12 議案第14号 令和2年度桂川町一般会計予算
- 日程第13 議案第15号 令和2年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第14 議案第16号 令和2年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第15 議案第17号 令和2年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第18号 令和2年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第19号 令和2年度桂川町水道事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 町道路線の認定
- 日程第2 議案第2号 桂川町駐輪場条例の制定
- 日程第3 議案第3号 桂川町森林環境整備基金条例の制定

- 日程第4 議案第4号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第5 議案第5号 桂川町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第6号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第7号 桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第8号 桂川町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第9号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 議案第10号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第11号 桂川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第12 議案第14号 令和2年度桂川町一般会計予算
- 日程第13 議案第15号 令和2年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第14 議案第16号 令和2年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第15 議案第17号 令和2年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第18号 令和2年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第19号 令和2年度桂川町水道事業会計予算

---

出席議員（10名）

1番 原中 政廣君	2番 林 英明君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 下川 康弘君
9番 竹本 慶吉君	10番 青柳 久善君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森田 増夫君
教育長	大庭 公正君	総務課長	山邊 久長君
企画財政課長	原中 康君	企画財政課長補佐	小平 知仁君
建設事業課長	小金丸卓哉君	住民課長兼会計管理者	坂井 習司君
税務課長	平井登志子君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	江藤 栄次君	産業振興課長	大屋 智久君
子育て支援課長	秦 俊一君	水道課長	山本 博君
社会教育課長	尾園 晃君	社会教育課長補佐	原田 紀昭君

---

午前10時00分開議

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

会期中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

---

**日程第1. 議案第1号**

○議長（原中 政廣君） 議案第1号町道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第1号町道路線の認定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

今回認定しようとする道路は、路線名中川原1号線・2号線・3号線及び三角田線の4路線です。これらの路線は、住宅地としての開発された区域の生活用道路として機能するものであり、現地確認等を行った結果、町道路線として認定することが相当であると考え、当委員会は、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第2号

○議長（原中 政廣君） 議案第2号桂川町駐輪場条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第2号桂川町駐輪場条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本条例には、桂川駅前駐輪場に駐車する自転車等において、良好な駐車秩序の確立を図るために必要な事項を定めています。

特に第10条では、放置自転車の措置が定められており、自転車が長期間にわたり同一場所を専有し、かつ、使用されていない場合等においては、放置自転車を移動させ、保管することができると定めております。

その際は、駐輪場と役場にて必ずその旨の公示を行う、また公示とは別に移動前に警告として、2週間ほどサドル等に移動させる旨の警告書を張り、自転車の移動がないかの確認を行う。また、保管後所有者に返還するための必要な措置を講じた上で、なおかつ3カ月を経過しても所有者に放置自転車を返還できない場合は、処分することができる旨を定められております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

吉川君。討論ですか、質疑ですか。討論でいいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） 討論。はい、どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

この案件は、市町村が管理する、あらたな、森林管理システムの創設が……。〔「違う」「それは違う」「違うよ。違うよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 今、議案2号ですから。

○議員（6番 吉川紀代子君） ごめんなさい、済いません。

○議長（原中 政廣君） はい。

それではですね、討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号桂川町駐輪場条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第3号

○議長（原中 政廣君） 議案第3号桂川町森林環境整備基金条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第3号桂川町森林環境整備基金条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本条例は、地球温暖化防止や近年多発している豪雨による大規模災害の防止等を目的とした、森林整備や木材利用促進に伴う財源として、令和元年度から段階的に譲与が開始された森林環境譲与税を、森林整備等の施策に有効活用するため、積み立てる基金条例で、第1条では基金設置の目的について、第2条では基金の積み立てについて、第3条では基金に属する現金の管理について、第4条では運用益金の処理について、第5条では繰りかえ運用について、第6条では基金の処分について、第7条では委任について、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行されることが、それぞれ定められています。

基金に属する現金を確実かつ有効に運用・保管し、森林整備等の施策に有効活用すること等を条件に、当委員会は原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。この議案3号に対しましては、私は賛成の立場でありますけれど、一言申し述べたいと思います。

この案件第5条で、繰りかえ運用ができると書かれております。国は、この森林環境税創設の大きな目的として、温室効果ガス排出削減財源の作成、2番目に災害の防止、3番目に市町村が管理する、新たな森林管理システムの創設が挙げられていました。この第5条の目的が完成・完了しましたら、速やかに戻していただき、目的に沿った運用をしていただきたいということを申し述べて、賛成討論といたします。

○議長（原中 政廣君） これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号桂川町森林環境整備基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第4号

○議長（原中 政廣君） 議案第4号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に委託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第4号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、区長・分館長・農事連絡長が非常勤特別職から外れることにより、本条例も削る必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

なお、本改正による区長等の待遇面や業務内容には変更ありません。

また、今回の改正内容については、3月2日の区長会にて全区長に報告し了解を得たとのことです。

当委員会は審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第5号

○議長（原中 政廣君） 議案第5号桂川町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第5号桂川町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、本条例の全部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、本年4月1日より任用開始となる会計年度任用職員についても、当該職員の在職期間が1年以上などの要件を満たせば、養育する子の事情に応じ、1歳に達する日から2歳に達する日までの間、育児休業を取得が可能になるものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号桂川町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6. 議案第6号

○議長（原中 政廣君） 議案第6号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第6号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本条例の改正は、令和2年4月1日に施行される民法改正による債権関係の規定見直し等に伴う条例改正であります。

主な改正内容は、入居の手続きにおいて連帯保証人に関する規定を削除するものです。

身寄りのない単身高齢者が増加するなど社会情勢の変化する中、公営住宅も入居に際して保証人を確保することが、より一層困難となることが懸念されています。住宅に困窮する低所得者に住宅を提供する、といった公営住宅の目的を踏まえ、保証人の確保が困難であることを理由に入居できない、といった事態が生じることがないようにするために、必要な制度改正であります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第7号

○議長（原中 政廣君） 議案第7号桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第7号桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本条例の一部改正は、桂川町印鑑条例第2条第2項に規定されています、印鑑の登録を受けることができない者のうち、成年被後見人を意思能力を有しない者に改め、成年被後見人を一律に排除する規定から、必要な能力の有無を判断する規定に改正するものです。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第8号

○議長（原中 政廣君） 議案第8号桂川町国民健康保険特別会計に属する保険の給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本条例は、平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴い、基金の処分事由等の整備を行うため一部改正を行うものです。

この改正によって桂川町の他の基金条例との整合性を図り、基金の処分事由に柔軟性を持たせ活用しやすい基金とするものです。

当委員会は、原案に全員賛成です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号桂川町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9 議案第9号

○議長（原中 政廣君） 議案第9号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本条例の主な内容は、国の家庭的保育事業等の実施における——濟いませぬ、国の変更に伴い家庭的保育事業等の実施における連携施設の確保についての例外を規定するとともに、連携施設の確保における経過措置の延長を行うものです。また、保育士の資格及び配置基準を緩和するものです。

当委員会は、審議の結果、賛成多数です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案9号に反対の立場から討論に参加いたします。

この案件は、政府が都市部における保育の受け皿拡大策を実施して待機児童の解消を目指す目的でつくられた事業です。

待機児童を解消するためには認可保育所の大幅増設こそ進めるべきであります。本町におきましては、家庭保育の実態もなく、家庭保育事業をやりたいという人はいないという報告を受けました。よって私は、本町にこのような条例を制定する必要はないので、反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第9号を採決します。起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第9号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については可決することに決定しました。

---

#### 日程第10. 議案第10号

○議長（原中 政廣君） 議案第10号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本条例の主な内容は、学童保育所の支援員の資格の対象者を拡大するものです。

当委員会は、審議の結果、全員賛成です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 議案第11号

○議長（原中 政廣君） 議案第11号桂川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第11号桂川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、本条例の文言の修正及び削除等の整理を行う必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これより議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号桂川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第12. 議案第14号

○議長（原中 政廣君） 議案第14号令和2年度桂川町一般会計予算についてを議題といたしま

す。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第14号令和2年度桂川町一般会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当委員会に関する主なものは、歳入では町税においては、前年度実績等を考慮し4.2%の増となっております。

次に、地方譲与税及び地方交付税等につきましては、地方財政計画等を勘案した計上がなされております。

次に、繰入金では、財政調整基金など、それぞれの基金条例の設置目的に沿った繰り入れが行われております。

また、国庫補助金等、他の歳入につきましては、前年度実績等を考慮して計上されております。

一方、歳出予算につきましては、会計年度任用職員の制度の導入により賃金の節が廃止され、1節報酬費、2節給料、3節職員手当等に所要経費が計上されております。

2款総務費においては、新規としてマイクロバス購入費、個別施設計画策定業務委託料、第6次総合計画策定業務委託料、町紹介パンフレット作成業務委託料、地方創世結婚・新生活応援事業補助金、国勢調査に関連する関係・関連経費などの計上がされております。

次に、5款労働費では、嘉麻・桂川地域シルバー人材センター委託料などが計上されております。

次に、6款農林水産業費では、農林業の振興に係る関係経費や水利施設等の改修工事などが計上されています。

7款商工費では、商工業の振興や創業支援に関する経費の計上がなされております。

8款土木費では、継続費にて定めております、桂川駅自由通路等整備事業に係る工事費や町営住宅二反田団地第2期事業に関連経費が計上されております。

次に、9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金や町消防団組織に係る経費が計上されております。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託されました案件につきましては、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） 柴田委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会の審査結果の報告をします。

当委員会に関する主なものは、歳入においては保育所及び学童保育所の保育料や国及び県の支

出金の計上がなされています。

歳出予算の主なものは、3款民生費においては、第2期地域福祉計画策定委託料、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画策定委託料の計上がなされています。

次に、4款衛生費においては、子育て支援センター相談支援室改修工事の計上がなされています。

10款教育費では、小・中学校における学力アップ推進事業や30人以下学級での教育指導などの実施に係る関係経費が計上されています。

当委員会は、原案に賛成多数ですが、次の3点について善処されることを求めます。

1点目。4月から会計年度任用職員制度が始まります。今までと比べて実質賃金が減る会計年度任用職員がいます。早急に実質賃金が回復するように検討することを求めます。

2つ目。新型コロナウイルスのために学校が閉鎖となり、学校給食調理員の臨時職員は現在、仕事が打ち切りになっています。また、健康教室なども中止となっており、講師の賃金も支払われない状況になっています。補償が必要です。学校や健康教室が再開されたときに、担当する人がいない、という状況になることも心配です。補償の検討を求めます。

3点目。桂川町の保育所では、保育士不足のために4月1日から待機児童が出るそうです。桂川町に住みたい・住み続けたいと思われている保護者にとって、これは大問題ですし、町としても大問題です。町を挙げて保育士を確保する手だてをとっていただくよう強く求めます。また、学童保育所の支援員の確保も今後の課題となっていきます。あわせて確保する手だてをとっていただきますよう求めます。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案14号に反対の立場から討論に参加いたします。

この案件には桂川駅南側整備に関する費用として6億3,263万5,000円計上されています。3億9,280万円は借金です。将来、多くの人が桂川駅を利用するようになると、必然的にJRの収入増にもなると思います。なぜ、本町が負担を強いられなければならないのか、納得できません。

次に、同和対策費が前年比354万9,000円増の2,630万3,000円が計上されています。

次に、会計任用職員のパートの給与が低い金額で計上されております。

次に、町営住宅二反田団地建てかえ第2期工事の関連費用が計上されていますが、この工事は当初から、住民の声を反映しないで、執行部の設計どおりに進められているというところに問題があると思います。

評価できることで今回、軽度・中度・難聴児の補聴器給付費が、わずかではありますが、計上されていることは、まことに喜ばしく評価できますが、総合的に私は、この案件には賛成できません。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第14号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第14号令和2年度桂川町一般会計予算については、可決することに決定しました。

---

### 日程第13. 議案第15号

○議長（原中 政廣君） 議案第15号令和2年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第15号令和2年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ227万2,000円であります。

歳入の主なものは、住宅新築資金等貸付事業収入などの見込み計上であります。貸付金の現年度分は、現年度分の償還は終了し、平成29年度からは滞納繰越分のみとなっています。

また、歳出では一般管理費で、需用費や弁護士委託料、競売になった場合の予納金などの計上があります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号令和2年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第16号

○議長（原中 政廣君） 議案第16号令和2年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第16号令和2年度桂川町土地取得特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

令和元年度の当会計の予算計上においては、個別事案に係る土地購入費等の事業予算は計上されておられません。例年どおりの存置科目的な予算1,050万円の計上となっております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号令和2年度桂川町土地取得特別会計予算については、原案のとおり可決されました。



---

**日程第15. 議案第17号**

○議長（原中 政廣君） 議案第17号令和2年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本会計の歳入歳出予算総額は、17億9,193万円で、加入世帯約2,040世帯、被保険者約3,250名に関する予算です。

対前年度比マイナス約2.3%、約4,300万円の減額となっています。

歳入の主なものは、国民健康保険税2億8,651万8,000円と県支出金13億4,056万7,000円です。

歳出の主なものは、保険給付費と国民健康保険事業費納付金です。保険給付費は13億3,560万4,000円で、減額となっていますが、桂川町国民健康保険特別会計の歳出予算の約75%を占めており、さらなる医療費の適正化が必要です。

当委員会は、原案に賛成多数です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案17号に反対の立場から討論に参加します。

この案件は、高過ぎる国保税によって予算計上されていますので、決して許されるものではありません。よって、反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第17号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第17号令和2年度桂川町国民健康保険特別会計予算については、可決することに決定しました。

---

## 日程第16. 議案第18号

○議長（原中 政廣君） 議案第18号令和2年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本会計の歳入歳出予算総額は2億662万8,000円で、被保険者約2,130名に関する予算です。対前年度比約3.3%増、約650万円の増額となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の1億3,202万2,000円と、広域連合等に関する事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の7,179万5,000円です。

歳出の主なものは、保険料等の納付金の1億9,754万円です。

当委員会は、原案に全員賛成です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号令和2年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第17. 議案第19号

○議長（原中 政廣君） 議案第19号令和2年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第19号令和2年度桂川町水道事業会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当初予算の第2条では、業務予定量を定めています。令和2年度の給水戸数は5,905戸、年間有収水量は136万8,921m<sup>3</sup>、1日平均有収水量は3,750m<sup>3</sup>を予定しています。

第3条では、経営活動に伴う収益及び費用を定めています。収益的収入及び支出においては、水道料金などの収入総額2億3,245万8,000円を予定しています。現年度比較で約1,200万円の増額です。主な要因は、業務用の水道料金収益の増額見込みによるものです。

また、人件費、動力費、薬品費、修繕費等支出総額として2億1,219万5,000円を予定しています。現年度比較約450万円の減額です。主な要因は、現年度において土師浄水場の施設修繕、浸水対策工事等を実施したことによるものです。

差し引き事業収益は2,026万3,000円の黒字を見込んでいます。

次に、第4条では、機械装置購入費及び企業債償還金などを定めています。資本的収入及び支出予算の収入においては、今年度予定はなく、支出総額は3,153万5,000円を予定しています。現年度比較約430万円の増額です。主な要因は、より安定した水道水の供給を行うために、機械装置の導入経費によるものです。

収入が支出に対して不足している額3,153万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,026万6,000円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額126万9,000円で補填するものです。

審査の結果、当委員会は、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号令和2年度桂川町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（原中 政廣君） 以上で、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。よって、令和2年第1回桂川町議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時53分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員